犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正）

第一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び同条第三号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第四号中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第五号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第六号中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第七号中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

第四条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

第六条第一項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第七条中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第八条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

第十条中「第十八条」を「第十九条」に、「第二十一条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第十一条第二項中「第十八条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条第四項中「第十八条第三項」を「第十九条第三項」に改める。

第十二条中「第十八条第四項」を「第十九条第四項」に改める。

第十三条第二項中「第十六条」を「第十七条」に改める。

別記様式第一号中「第８条第４項」を「第８条第５項」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号まで中「第12条第２項」を「第13条第２項」に改める。

別記様式第五号及び別記様式第六号中「第18条第２項」を「第19条第２項」に改める。

別記様式第七号中「第18条第３項」を「第19条第３項」に改める。

別記様式第八号中「第18条第１項」を「第19条第１項」に改める。

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第二条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第十三条の二第十六号中「第二十七条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

（暴力的不法行為等その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第五条　暴力的不法行為等その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第五十六号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

附　則

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

告　示

○国家公安委員会金融庁告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、令第三号）の施行に伴い、平成二十年国家公安委員会金融庁告示第一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第十五条第十一号の規定に基づき、国又は地域を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

金融庁長官　森　信親

前文中「第十五条第十一号」を「第十八条第十一号」に改める。

附　則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から適用する。

○国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第五条第二項第四号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

金融庁長官　森　信親

総務大臣　山本　早苗

法務大臣　上川　陽子

財務大臣　麻生　太郎

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　宮沢　洋一

国土交通大臣　太田　昭宏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード